○経済産業省告示第二十二号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第四号の規定に基づき、平成三十年経済産業省告示第十三号（中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を指定する件）を次のように改正する。

平成三十年二月二十八日

経済産業大臣　世耕　弘成

災害名	地域	指定の期間
平成三十年二月四日からの大雪による災害	福井県　福井市 大野市 勝山市 鯖江市 あわら市 越前市 坂井市 吉田郡永平寺町 丹生郡越前町	平成三十年二月六日から平成三十年五月二十七日まで

○国土交通省告示第二百六十五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成三十年二月二十八日

国土交通大臣　石井　啓一

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

赤松川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地

兵庫県加西市下万願寺町

字森ガチ　六九八番二一　一号から七号まで

字ノテ　八四六番三　八号から十一号まで

七七七番三　十二号

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）

兵庫県加西市下万願寺町

字森ガチ　六九八番二二から六九八番二六まで

字ノテ　八四六番一及び八四六番二

二(一)　砂防法第二条の土地の表示

兵庫県多可郡多可町加美区岩座神

字西山　五九三番一九　一号

字北山　五九五番一　二号から五号まで

五九五番六　六号

五九五番五　七号

五九五番四　八号

五九五番一六　九号から十二号まで

三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

サスルキ谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域

兵庫県神崎郡市川町上牛尾

字サスルキ谷　二一一四番一七　一号から四号まで

二一一四番一三　五号

二一一四番一二　六号

二一一四番八　七号から九号まで

二一一四番七　十号

四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

保喜カラス谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から二十号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十号を結んだ線に囲まれた土地の区域

兵庫県神崎郡市川町保喜

字カラス谷　二五七番三　一号

二五七番四　四号から六号まで

二五七番五　七号

二五七番六　八号

二五七番一　九号から十九号まで

二五七番二　二十号

字トノツメ　二五九番四　二号及び三号

五(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

本谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域

兵庫県神崎郡神河町長谷

字平ト　一六一三番四　一号から五号まで、十三号及び十四号

一六一三番二　六号から九号まで

一六一三番三　十号から十二号まで

六(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

岩ノ中川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうち、その接している区間の河川敷及び道路敷

兵庫県佐用郡佐用町寄延

字岩ノ中　三六二番二

三六三番二及び三六三番三

三六四番

三六五番二

三六六番二

三六七番から三六九番まで

三七〇番二

三七一番一六

三七一番一九

三七一番二六

三七一番五二から三七一番六二まで

七(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

平野川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十九号までを順次結んだ線及び標柱一号と十九号を結んだ線に囲まれた土地の区域

兵庫県宍粟市山崎町上ノ

字岸ノ下　一七二〇番七五　一号から三号まで

一七二〇番七〇　四号及び五号

一七二〇番六七　六号

一七二〇番六三　七号

一七二〇番一〇　八号及び九号

一七二〇番九　十号及び十一号

一七二〇番八　十二号及び十三号

一七六三番　十四号及び十五号

一七六六番二　十六号

一七七三番　十七号及び十八号

一七七四番　十九号

地先道路敷

八(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

新堂西谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうち、その接している区間の河川敷及び道路敷

兵庫県豊岡市新堂

字門谷　三八二番二

三八三番二

三八四番二

三八五番二

三八六番

三八七番二

三八八番二

三八九番二及び三八九番三

三九〇番二

三九一番二

三九二番及び三九三番

三九四番二

三九九番二

四〇四番二

○国土交通省告示第二百六十六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成三十年二月二十八日

国土交通大臣　石井　啓一